

公益財団法人新潟市スポーツ協会
みなし決議に関する令和8年度理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案第1号 堀 峰一 理事を副会長に選定すること

2 決議事項を提案した理事の氏名

代表理事 中原 八一

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和8年4月1日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事 中原 八一

令和8年4月1日、代表理事 中原八一が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記内容の提案書を発し、当該提案につき、同日付で理事の全員から書面により同意の意思表示を、また監事から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条に基づく決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は次に記名押印する。

令和8年4月1日

代表理事 中 原 八 一

